

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年12月10日 開会

令和6年12月10日 閉会

令和6年12月10日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	3 番 赤 池 勝	4 番 齊 藤 学
5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均	7 番 佐 野 強
8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆	10 番 村 松 義 正
11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子	13 番 遠 藤 光 浩
14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教	16 番 後 藤 文 隆
17 番 佐 野 むつみ	18 番 内 堀 忠 雄	19 番 杉 山 弘 子

出席委員

2 番 近 藤 千 鶴

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝
5 番 竹 川 篤 志	6 番 村 松 慎 一	7 番 土 井 一 彦
8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一	10 番 有 賀 文 彦
11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義	13 番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

4 番 渡 邊 勝 彦

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕紀子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

また、11月の終わりの研修旅行、御参加どうも御苦労さまでした。

それでは、会議に入る前に、2 番 近藤千鶴委員から、本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

今月については、取消・取下状況はございません。

以上です。

議長

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日１日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日１日と決定いたします。

「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、１８番 内堀忠雄委員、１９番 杉山弘子委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、１８番 内堀忠雄委員、１９番 杉山弘子委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第５８号から協第１１号です。

初めに、報第５８号から報第６２号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。令和６年１０月２１日から令和６年１１月２０日までの受理分について報告いたします。

議案の１ページから２ページを御覧ください。朗読します。

報第５８号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が５件提出されました。

続きまして、議案の３ページを御覧ください。朗読します。

報第５９号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

農地の貸借権の合意解約がなされたことの農地法第１８条第６項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の4ページから5ページを御覧ください。朗読します。

報第60号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、6件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。朗読します。

報第61号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから9ページを御覧ください。朗読します。

報第62号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、9件の届出を受理しました。

報告は、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報第58号から報第62号までは、報告済みとします。

議第53号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の10ページを御覧ください。

議第53号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は淀師で、富士宮西高等学校の南に位置する農地です。

受人は小泉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。申請地は渡人が経営規模縮小を考えていたところ、経営規模拡大を目的として農地を探していた受人と話がまとまり、取得したく申請に及んだものです。受人は申請地でサツマイモ・タマネギ等を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は6, 216平方メートルで、稼働人員は7名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は、2ページを御覧ください。

申請地は青木で、下之坊の南に位置する農地です。

受人は青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は申請地の近隣に居住しており、申請地の北側にある農地を現在耕作していることから、南側にある当該農地を取得し、耕作したいため申請を行うものです。受人は芋や白菜等を栽培する計画です。現在遊休農地となっていますが、購入後に整備し、耕作する予定です。受人の許可後耕作面積は5, 502平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は小泉で、株式会社シーピーアール大岩工場の東に位置する農地です。

受人は小泉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。渡人と受人は親子関係にあり、住居と生計を一つとする親族間となりますが、受人は親名義で所有する農地を使用貸借し、実績を積み、今後認定新規就農者を目指すため、農地を自分名義で使用貸借したいため、申請を行うものです。受人は、キャベツ・ブロッコリーなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は以前と変わらず5, 351平方メートルで、稼働人員は1名です。

第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は小泉で、村山の神成グラウンドの南に位置する農地です。

受人は小泉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。受人は、令和6年6月に隣接地、申請地の西側で新規就農での農地法第3条許可を受けておりますが、道路沿いに別の方が所有されている小さい農地があるため、ここも含めて一帯として使用したく、申請に及んだものです。申請地で梅やビワ・キウイフルーツなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1, 547.16平方メートル、稼働人員は2名です。

第5項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は北山と上井出で、富士宮信用金庫上井出支店の西及び南に位置する農地です。

受人は小泉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。受人は現在小泉と狩宿で営農しており当該申請地を、経営規模拡大を目的として申請を行うものです。受人は申請地では水稻を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1万3, 868.2平方メートルで、稼働人員は4名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は内野で、内野神社の南に位置する農地です。

受人は内野にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は新規就農となりますが、平成11年から申請地の隣に居住しており、申請地を口約束で借りて耕作をしていました。所有者が遠方であることから、売却の申出があり、このたび申請を行うものです。受人の栽培経験は申請地で、平成11年から25年あり、地域の方から指導をいただき耕作をしています。受人はトマト・トウモロコシ・サツマイモ等を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、687.57平方メートルで、稼働人員は2名です。

説明は、以上となります。

議長

ただいまの上程議案のうち、6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

8番。

8番 伊藤照男委員

第6項の調査結果について報告いたします。

12月6日、申請代理人の行政書士の立会いのもと、佐野むつみ農業委員、私、農業委員会事務局とで現地調査を行いました。この所有権移転土地は、受人が居住する宅地に隣接する農地で、先ほど事務局から話がありましたように、自家野菜、トマト・トウモロコシ・サツマということで、計画をしております。調査の結果、内容は申請書のとおりであり、問題はありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第53号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第53号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第54号「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の12ページを御覧ください。朗読します。

議第54号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。申請地、申請人は議案のとおりとなります。

申請地の農地3筆、計1,953平方メートルの農地に、太陽光パネルを設置し、その下部で営農を行う、営農型太陽光発電を行うにあたり、支柱部分などの太陽光発電設備の面積として2.08平方メートルを一時転用したいというものになります。

申請地は、ミニストップ富士岩本店の北側、富士市との境界にあり、周辺は茶畑が広がっている農業振興地域内の農用地区域内農地、いわゆる青地に区分される農地です。申請者は山本で約7ヘクタールの農地を管理耕作している認定農業者となります。お茶の収益が減少しているため、営農型太陽光発電設備設置に合わせて、品種を転換することを計画しています。一時転用期間については、青地への一時転用期間は一般的に3年となっているところ、担い手である認定農業者が、営農型太陽光発電下部の農地を利用する場合は、営農が適切に継続される蓋然性が高いことから、10年以内まで認められることとなります。既に実績もある申請者であり、10年間での一時転用期間として適当であると考えます。

なお、一時転用期間内である5年目で、下部農地で栽培する茶について、成園化をする計画となっております。またFIT、いわゆる電力の固定買取り制度の認定も受けております。

支柱の構造は、2メートル以上あり、営農に支障なく太陽光発電設備の保守点検も申請者自身が電気工事士と複数の資格を有しているため、申請人で実施ができ、自然災害等で設備が損傷した際の保険にも既に参加しております。また、被害が発生した場合は、申請人が近隣に住んでおり、土地を所有し、かつ耕作・発電設備管理を一貫して行っているため、自身で対応することが可能です。審査したところ、ほかに代替性のある土地はなく、転用期間中も耕作を継続すると認められること、営農する茶について栽培実績があること、地域の農業委員などからアドバイスを受けており、支柱は容易に撤去が可能であり、面積も必要最小限と認められること、設備の設置や設備の撤去に必要な資力信用は認められることなどから、許可相当を判断しました。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案、1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

19番。

19番 杉山弘子委員

ただいま審議中の1項について、報告させていただきます。

12月6日9時半より、申請人と農業委員2名、事務局1名、合計4名にて現地調査させていただきました。申請地には営農型太陽光を設置し、下にお茶の栽培をするということでした。土の流

出のことも考え、お茶にしたと話されています。太陽光に関しては詳しい方で実績もあり、特に問題ない状況でした。また太陽光発電設備に対しての質問に対しても、すぐ回答してくださり、特に問題ないです。事務局の説明どおり問題ありませんので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第54号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第54号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第55号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の13ページを御覧ください。朗読します。

議第55号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は、現在借家に居住しておりますが、子供の成長とともに手狭となったため、自己用住宅の建設を検討していたところ、本家から土地を借りられることとなったため申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、1種農地と判断しました。1種農地については、原則として転用許可ができませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと考えられるため、例外的に許可ができるものと判断し、代替地について検討を行っておりますがありませんでした。

周囲は東と南を道路、西を河川管理用道路、北を農地に接しております。北側農地は、申請者の

祖母が所有し、父が耕作しており、引き続き耕作を行う予定です。また西側の河川管理用道路との間が崖上となっておりますが、擁壁を施工し、家も道路側に寄せるなどの対応を行います。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

また排水について浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。

資金については借入れを予定しており、確保されています。また許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は9ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。申請人は、現在、親と居住しておりますが、手狭なため、自己用住宅の建設を検討していたところ、本家から土地を借りられることとなったため、申請地の宅地として転用しようとするものです。申請地の元筆を分筆した上で、南側及び西側は農地として残る形状としており、転用面積は適正な面積で申請されております。申請地の周囲は、北を官地道路と農地、南と西を本家所有の農地、東を雑種地に接していますが、農地との間に見切りを設置する計画となっております。また排水について浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。また被害が万が一発生した場合は、自己責任にて対応します。

申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しました。使用を検討した土地の中で、地域の農業に与える影響が、最も少ないと判断できる土地を選定しております。

資金調達については、借入れを予定しております。許可後すぐに着工する計画となっております。説明は、以上となります。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 萩真教委員

ただいま審議中の第1項の案件について、現地調査を行いましたので報告いたします。

12月9日、昨日ですね、午前10時頃、代理人行政書士、事務局、私の3名で、申請地で会い話を聞きました。申請地は、このたび譲渡人である祖母からお孫さんである譲受人に、使用貸借することとなり、許可申請をする運びとなりました。申請地は農地が一团とまとまって存在している1種農地に該当しますが、申請目的が日常生活上必要な住宅であり、集落に接続しているような場所にあるため問題ないと判断いたしました。また、周囲の営農にも影響ないと思われます。その他事務局の説明どおり、申請に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第５５号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第５５号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第５６号「農地用の所有権移転あっせん申出に係る買い入れ協議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の１４ページを御覧ください。朗読します。

議第５６号 農地用の所有権移転あっせん申出に係る買い入れ協議について

旧農業経営基盤強化促進法第１５条第１項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あっせん申出の提出があったので、当該農用地について、農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定に基づき、農地中間管理機構による買い入れ協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

第１項及び別冊航空写真は、１０ページを御覧ください。

申請地は根原で、富士たまご株式会社の北に位置する農地です。申請地の所有者から、買い入れあっせんの申出がありました。本案件は、農地中間管理機構を介して、利用集積計画による所有権移転をするために、あっせん申出に対し、買い入れの協議を行うことの通知を市長に要請するものです。これが決定されると、農業委員会から市に対して、買い入れ協議の要請をします。その後、市として買手を探し、所有権移転の手続をしていくという流れになります。

買い入れ協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において、利用集積計画の中の所有権移転として議案が上程されますので、改めて審議をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第５６号は原案のとおり決定することに、賛成の

方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第５６号は原案のとおり処理することに決定しました。

協第１１号「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

本議案のうち、１項については、農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、議事に参与できませんので、先に審議することとし、事務局から議案の朗読後、退席を求めます。

それでは、事務局から議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日、机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第１１号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和６年１２月２日付、富農第９４６号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議長

ここで１８番、内堀忠雄委員の退席を求めます。

〔１８番 内堀忠雄委員 退席〕

議長

それでは、１項について、事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

それでは、議案「農用地利用集積等促進計画に関する意見について」を３枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第１項を御覧ください。

第１項を説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は、９，７４２平方メートルになります。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第１１号のうち、１項について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員賛成〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第１１号のうち、１項については原案のとおり処理することに決定しました。

ここで、１８番、内堀忠雄委員の入場を求めます。

〔１８番 内堀忠雄委員 入場〕

議長

引き続き、協第１１号、２項から１５項について、事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

それでは、続きまして、第２項から第１４項までは、同一受人による案件ですので、まとめて説明をいたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は、５万３，５０６．１７平方メートルになります。

続きまして、第１５項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。野菜を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後の経営面積は７万９，００４．３８平方メートルになります。

以上、農地中間管理事業の推進に関わる法律第１８条第５項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第１１号、２項から１５項は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員賛成〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第１１号、２項から１５項は、原案のとおり処理することに決

定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、令和7年1月15日を予定しております。

以上をもちまして、令和6年12月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時32分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 8 番

会議録署名人

1 9 番